

佐賀県庁舎等維持管理業務委託最低制限価格制度事務処理要領

1 目的

この要領は、佐賀県が発注する庁舎等維持管理業務委託の競争入札において実施する最低制限価格制度に関して、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号。以下「規則」という。）第 107 条第 2 項に基づき最低制限価格の設定基準を定めるとともに、最低制限価格制度の適正な実施のため必要な事項を定めるものとする。

2 適用の対象

庁舎等維持管理業務委託最低制限価格制度は、庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成 2 年佐賀県告示第 444 号）第 1 条第 2 項に規定する業務のうち、以下のものについて委託契約を締結しようとする場合で、競争入札により設計価格が 100 万円を超える業務（「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）」の適用対象となる契約を除く。）の委託契約を締結しようとする場合について適用する。

- （1）警備業務（機械警備に係るものを除く。）
- （2）清掃業務

3 最低制限価格の設定基準

最低制限価格の設定基準は、予定価格に 3 分の 2 を乗じた額とする。

4 運用の事務手続

（1）予定価格調書

- ① 最低制限価格等の欄に 3 の基準により算出した具体的な最低制限価格及び入札書比較最低制限価格を記載する。
- ② 最低制限価格については千円未満の金額は切り捨てるものとし、入札書比較最低制限価格については円単位まで記載するものとするが、1 円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた価格を記載するものとする。
- ③ ②により予定価格及び最低制限価格を記載した予定価格調書は封筒に入れ封印し、入札を行う際に、当該競争の場所に置くものとする。
- ④ 予定価格調書の様式については、規則に定める様式によるものとする。

（2）入札公告

- ① 契約事務担当者は、入札公告において最低制限価格を設けている旨の周知を徹底する。
- ② 最低制限価格を設けていることを明記していない場合は、適用の対象としてはならない。

(3) 入札執行

- ① 入札執行者は入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を伝達する。
- ② 入札の結果、入札書比較最低制限価格を下回る価格で申込みをした者がある場合は直ちにその者を失格とし、入札書比較価格及び入札書比較最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、有効な入札を行った者、かつ、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- ③ 前記②において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。
- ④ 入札失格者に対しては、その根拠規定が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項及び規則第 107 条にあることを説明する。

附 則

この要領は、平成 23 年 2 月 10 日から施行する。